

交通災害共済見舞金請求（請求者用チェックリスト）



提出前確認欄

提出前に□へチェックしてください。不明な点や書類不足がある場合は、提出前に窓口へ確認してください。

請求者氏名		被災者氏名	
事故発生日	令和 年 月 日	連絡先	



重要 請求期限は「事故発生日から1年以内」です。1年を過ぎると見舞金は支払われません。

1 基本確認



- ☐ 事故当日に嘉島町に住民票がある
- ☐ 日本国内で発生した交通事故である
- ☐ 道路交通法上の交通事故に該当する
(交通事故証明書が発行される事故)
- ☐ 自殺・無免許・飲酒運転・故意等ではない
- ☐ 請求者の連絡先・振込先を記入できる

2 必要書類一覧



- ☐ 交通災害見舞金請求書
- ☐ 事故状況報告書
- ☐ 印鑑 (認め可)
- ☐ 本人確認書類 (運転免許証等)
- ☐ 交通事故証明書 (自動車安全運転センター発行のもの・コピー可)
- ☐ 診断書
- ☐ 口座振込申出書
- ☐ 住民票 (コピー可)

3 交通事故証明書の確認



- ☐ 交通事故証明書に被災者名が記載されている
- ☐ 被災者名がない場合は「人身事故証明書 入手不能理由書」を用意
※自動車保険会社の受付印があるもの (コピー可)
- ☐ 記載漏れ・受付印漏れがない

4 診断書・治療関係



- ☐ 以下の診断書のうち、どれかを用意
 - ① 熊本市町村総合事務組合様式の診断書 (原本)
※医師による証明 (押印) が必要
 - ② 自動車保険で使用する診断書及び診療報酬明細書のコピー (両方必要)
 - ③ ①以外の診断書
※傷病名、入院期間、通院日及び交通事故による治療であることがわかるもの
- ☐ 整骨院等で施術を受けている場合、整骨院の施術証明書等 (コピー可)
※医師の証明又は自動車保険会社の受付印があるもの

5 死亡の場合のみ



- ☐ 死亡診断書又は死体検案書 (コピー可)
- ☐ 請求者が親族であることを確認できる
- ☐ 本人 (被災者) の住民票除票
- ☐ 世帯全員の住民票
- ☐ 本人 (被災者) と親族 (請求者) との続柄が分かる住民票・戸籍等

6 提出前の最終確認



- ☐ 未記入欄がない
- ☐ 必要書類のコピーを控えとして残した
- ☐ 不足書類がある場合は窓口へ確認済み
- ☐ 提出方法・提出先を確認済み
- ☐ 提出日を記録した

見舞金等級の目安 (初診日から最後に治療を受けた日までの期間)

1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
死亡	180 日以上	90 日以上 180 日未満	30 日以上 90 日未満	10 日以上 30 日未満
15 万円	6 万円	4 万円	2.5 万円	2 万円

注意

治療のない期間が30日を超える場合は、その期間を除いて算定します。
個人の掛金は不要です (全額町負担)。

お問い合わせ先

嘉島町役場 総務課 ☎ 096-237-1112 (内線 217)
FAX 096-237-2359